

指定給水装置工事事業者の指定等に関する申請に必要な提出書類について

- 1 申請の受付及び指定日
随時受付（毎月１５日締切）、月末指定
- 2 指定の基準
水道法第２５条の３第１項による
- 3 指定の有効期限
５年間
- 4 手続き（提出書類）
 - (１) 新規指定申請

法人	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第１） 機械器具調書（別表） 誓約書（様式第２） 定款（写し） 履歴事項全部証明書（原本） 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第３） 給水装置工事主任技術者免状（写し） 業務内容及び講習会等受講実績等確認票（別紙） 県内の他の自治体への登録状況（別紙２）
個人	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第１） 機械器具調書（別表） 誓約書（様式第２） 住民票（原本、マイナンバー記載なしのもの） 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第３） 給水装置工事主任技術者免状（写し） 業務内容及び講習会等受講実績等確認票（別紙） 県内の他の自治体への登録状況（別紙２）

(２) 指定事項変更申請

商号変更（法人）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第１０） 誓約書（様式第２） 定款（写し） 履歴事項全部証明書（原本）
商号変更（個人）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第１０） 住民票（原本、マイナンバー記載なしのもの）
所在地変更（法人）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第１０） 定款（写し） 履歴事項全部証明書（原本）
所在地変更（個人）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第１０） 住民票（原本、マイナンバー記載なしのもの）

組織変更 (法人→個人)	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） 誓約書（様式第2） 住民票（原本、マイナンバー記載なしのもの）
組織変更 (個人→法人)	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） 誓約書（様式第2） 定款（写し） 履歴事項全部証明書（原本）
代表者変更（法人）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） 誓約書（様式第2） 定款（写し） 履歴事項全部証明書（原本）
代表者変更（個人）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） 誓約書（様式第2） 住民票（原本、マイナンバー記載なしのもの）
役員異動（法人）	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第10） 誓約書（様式第2） ※辞任のみの場合は不要 履歴事項全部証明書（原本）
主任技術者選任	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第3） 給水装置工事主任技術者免状（写し）
主任技術者解任	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式第3）

(3) 指定更新申請

新規指定申請に準ずる。

(4) 廃止・休止・再開申請

廃止	指定給水装置工事事業者廃止休止再開届出書（様式第11） 鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者証 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第3）
休止	指定給水装置工事事業者廃止休止再開届出書（様式第11） 鈴鹿市上下水道局指定給水装置工事事業者証
再開	指定給水装置工事事業者廃止休止再開届出書（様式第11）

5 手数料

- (1) 新規指定申請 14,000円
- (2) 指定事項変更申請 200円（役員異動及び主任技術者選任解任以外の変更時）
- (3) 指定更新申請 7,000円